令和8年10月23日

各　位

兵庫県東播磨県民局長

質問書への回答について

入札に伴い質問書が提出されましたので、下記のとおり回答します。

記

1　工事（業務）名　　明石港東外港地区再開発事業アドバイザリー支援業務
2　工事（業務）場所　　明石市中崎
3　回答書

番号	頁及び図面番号等	質疑事項 （質問原文のまま転記）	回　　答
1	仕様書　成果品について	6. 成果品において、概要版3部及び報告書３部と記載されております。本業務の発注者は兵庫県様並びに明石市様の２者と認識しておりますが、成果品は共通の概要版及び報告書を納品するとの認識でよろしいでしょうか。（兵庫県様、明石市様にそれぞれ内容が異なる成果品の作成は不要でしょうか。）	その通りです。
2	仕様書　業務スケジュールについて	２．委託概要において、「本業務は令和９年１２月完了とする予定である。」と記載されておりますが、受注者の責によらない事由により業務の延長が生じた場合（例：発注者間の調整が長期化する等）は、履行期間の延長に応じた契約変更（契約金額の増額を伴う）は認められるでしょうか。	別途協議によることとしますが、一般的に受託期間の延伸のみで業務内容の変更が無い場合は、契約金額の増額は伴いません。
3	業務遂行上の各種方針の決定者について	公募型プロポーザル募集要項の５　提案上限金額において、「参考内訳：県26,038,343円、市5,600,057円」と記載されております。本業務における発注者側の各種方針の決定者は、上記内訳額の高い兵庫県様との認識でよろしいでしょうか。	県市の協議により決定することとします。

番号	頁及び図面番号等	質疑事項 （質問原文のまま転記）	回　　答
4	様式第４号　業務実績の記載件数について	管理技術者略歴書及び担当技術者略歴書の業務実績について、記載枠がそれぞれ５件、１３件となっておりますが、記載件数に上限はなく、記載枠を増やして提出してもよいとの認識でよろしいでしょうか。	その通りです。
5	記載する業務実績の定義について	様式第４号の担当技術者略歴書には「過去に従事した、アドバイザリー支援業務実績を記載してください」と記載されている一方で、表内の業務内容・業務名には「〇〇施設民間活力導入検討業務」と例示されております。 様式第４号 管理技術者略歴書・担当技術者略歴書及び業務実績（任意様式）で記載する同種・類似業務は、アドバイザリー支援業務が対象であり、民間活力導入可能性調査業務等は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	その通りです。
6	業務委託仕様書 兵庫県様及び明石市様の合意形成について	本業務の受託者は、兵庫県様及び明石市様の意思決定を支援する立場であり、両者間の意見調整に必要な論点整理、比較資料の作成及び専門的助言等は本業務に含まれるものの、兵庫県様及び明石市様それぞれの庁内意思決定、両者間の最終的な合意形成並びに議会その他の関係者からの了承取得自体を成果又は履行義務として負うものではないとの理解でよろしいでしょうか。 また、兵庫県様及び明石市様の合意が得られないことにより、公募資料等の成果物を確定できない場合であっても、受託者が仕様書に基づく検討、資料作成及び専門的助言等を適切に実施している限り、受託者の責めに帰すべき履行遅延又は債務不履行には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 さらに、これらの事情により履行期間を延長し、当初の契約期間を超えて協議、資料更新、成果物の修正その他の業務を継続する必要が生じた場合には、延長後の業務内容及び必要工数を踏まえ、履行期間の変更に加えて、委託料の増額を含む契約変更について協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通り了承取得自体を成果又は履行義務として負うものではありません。また、県市の合意が得られないことにより、公募資料等の成果物を確定できない場合であっても受託者の責めに帰すべき履行遅延又は債務不履行には該当しません。 ただし、県市の両担当者および受託者による協議等により業務を進めていくことを想定しているため、合意形成へ最大限努力してください。 契約変更については、現仕様書に記載されていない業務を追加した場合に協議することとします。

番号	頁及び図面番号等	質疑事項 （質問原文のまま転記）	回　　答
7	業務委託仕様書 契約当事者及び業務上の指示系統について	本業務に係る委託契約の発注者、契約締結者、監督員、成果品の検査者及び委託料の支払者は、いずれも兵庫県様であるとの理解でよろしいでしょうか。明石市様が契約当事者又は共同発注者となる場合は、兵庫県様及び明石市様それぞれの権限及び責任分担について、ご教示いただけますでしょうか。	募集要項に記載の上限金額以内の金額において、県・市それぞれと契約を行う予定にしております。そのため、契約締結・監督員・成果品の検査及び委託料の支払いは、それぞれの契約に基づき行う予定にしております。
8	業務委託仕様書 兵庫県様及び明石市様からの指示系統について	本業務の実施に当たり、受託者に対する指示、資料作成依頼、成果物への修正指示及び業務条件の変更に関する連絡は、兵庫県様が明石市様の意見を取りまとめた上で、監督員等の所定の窓口から一元的に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的に県市の両担当者が参加する協議の場で修正指示・連絡が行われる予定です。その他、メール・電話等での連絡については、別途協議の上決定するものとします。
9	業務委託仕様書 明石市様からの直接依頼の取扱いについて	明石市様から受託者に対して直接、資料作成、成果物の修正、説明又は協議対応等の依頼があった場合は、兵庫県様の監督員等による確認又は指示を経たものを本業務として実施するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的に県市の両担当者が参加する協議の場で修正指示・連絡が行われる予定です。その他、メール・電話等での連絡については、別途協議の上決定するものとします。
10	業務委託仕様書 成果物の確認及び確定手続について	受託者が作成する成果物及び中間成果物については、兵庫県様が明石市様その他の関係者の意見を集約し、受託者に対して一本化した確認結果を提示するとの理解でよろしいでしょうか。 また、兵庫県様及び明石市様から相互に異なる修正意見が示された場合は、発注者側において対応方針を決定した上で、受託者に修正内容を指示するとの理解でよろしいでしょうか。	その通りです。 基本的に県市の両担当者による協議の場で確認することを想定しています。双方に必要な範囲で異なる対応が必要な場合は両案で検討することは考えられます。
11	業務委託仕様書 明石市様による確認又は同意が必要となる範囲について	成果物及び検討事項のうち、明石市様による確認又は同意が必要となる対象及び段階について、ご教示いただけますでしょうか。 具体的には、市有地、新庁舎、駐車場、動線及び明石市様の費用負担等に関する事項に限定されるのか、募集要項、要求水準書、審査基準、基本協定書案及び事業契約書案等を含む公募資料全体について、明石市様の確認又は同意を要するのかをご教示ください。	公募資料全体について、明石市の確認又は同意が必要と想定していますが、詳細については業務中に別途協議により指示します。

番号	頁及び図面番号等	質疑事項 （質問原文のまま転記）	回　　答
12	業務委託仕様書 決定後の前提条件又は方針の変更について	兵庫県様及び明石市様の確認を経て決定された前提条件又は方針について、その後の庁内調整等により変更が必要となり、成果物の再検討又は大幅な修正が生じる場合は、当初業務における通常の修正対応とは区別し、追加で必要となる業務内容及び工数を踏まえ、工程及び委託料の変更を含む契約変更の要否について協議するとの理解でよろしいでしょうか。	成果物の再検討又は大幅な修正が生じる場合は、契約変更の要否にかかる協議を行うものとします。ただし再検討又は大幅な修正に該当するかどうかは、別途協議を行うものとします。
13	業務委託仕様書 兵庫県様及び明石市様それぞれに対する資料作成及び説明対応について	本業務において作成する説明資料及び協議資料は、原則として兵庫県様及び明石市様に共通する資料とし、兵庫県様用及び明石市様用に内容を分けた資料の作成又はそれぞれに対する個別説明は本業務対象外との理解でよろしいでしょうか。 また、当該範囲を超える個別資料の作成又は説明対応が必要となる場合は、業務内容、工程及び委託料について別途協議するとの理解でよろしいでしょうか。	その通りです。 基本的に県市の両担当者が参加する場で説明を行っていただくことを想定しています。作成する資料等は共通で構いませんが、県市それぞれに必要な内容については記載等をお願いします。
14	業務委託仕様書 打合せ及び協議等の想定回数について	仕様書にて、「本業務着手時、中間（1回）、本業務最終納品時」の想定3回の打合せは基本的には受託者と兵庫県様との二者間の契約事務的な最低限の打合せとの理解でよろしいでしょうか。 本業務で予定されている打合せ等について、兵庫県様と受託者との打合せ、兵庫県様及び明石市様との合同打合せ、庁内関係部署との協議、民間事業者との対話並びに選定委員会等が想定されますが、その適切な実施時期・回数は提案に委ねていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 上記の理解が正しい場合、提案書に示された想定回数を超える対応が必要となる場合は、追加で必要となる業務内容及び工数を踏まえ、工程及び委託料の変更を含む契約変更について協議するとの理解でよろしいでしょうか。 上記理解が正しくない場合、打合せ参加主体構成、実施時期・回数等について、提案上遵守すべき想定条件がございましたら、御教示ください。	仕様書記載の打合せについては、管理技術者の出席を義務付ける最低限のもののみ記載しており、県市の両方が参加する予定にしております。担当者間における対面、web会議、メール、電話等におけるやり取りを制限するものではありません。庁内関係部署、民間事業者との対話並びに選定委員会等とのやり取りについても、時期及び回数について受注者の提案によります。 仕様書記載以外の打合せ・協議については、別途管理技術者の出席を義務付けることを発注者が指示した場合以外については、当初の見積に含まれているものとし、別途契約変更の対象外とします。

番号	頁及び図面番号等	質疑事項 （質問原文のまま転記）	回　　答
15	業務委託仕様書 年度別の業務内容及び成果物について	契約締結日から令和9年3月31日までに完成又は確定させることを予定している成果物と、繰越後に実施することを予定している業務及び成果物を、それぞれご教示いただけますでしょうか。 仮に、繰越手続が成立しない場合における業務範囲、委託料及び成果品の取扱いについても、ご教示ください。 令和8年度中の中間成果物出来高に係る部分払いをいただく契約の可否についても御教示ください。	契約締結日から令和9年3月31日までに完成又は確定させることを予定している成果物はありません。仮に繰越手続きが成立しない場合は、協議により成果物を提出できる範囲に減額変更契約を行い、３月３１日までに業務を終えるものとします。
16	業務委託仕様書 実施方針等の公表及び事業者公募の時期について	仕様書には、令和9年3月に官民連携事業者の公募を開始する旨が記載されています。 一方、本事業は、兵庫県様及び明石市様が官官連携し、港湾緑地等の公共施設整備と民間収益施設の導入、土地利用、施設配置、公有財産の取扱い、官民の費用・リスク分担等を一体的に検討する必要があるなど、高度かつ複合的な官民連携事業であると認識しています。内閣府の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（令和8年6月16日改正）」では、実施方針を早い段階で策定・公表し、民間事業者の参入に配慮した事業内容、公共側の関与、想定されるリスク及びその分担等をできる限り具体的に示した上で、特定事業の評価・選定を経て、民間事業者の募集及び選定を行うプロセスが示されています。 また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（令和8年6月16日閣議決定）」においては、民間資金を活用しないPFI的な事業についても、PFI事業の手続に準じて実施することが望ましい旨が示されています。 これらを踏まえ、本業務の検討結果及び受託者からの提案により、官民連携事業者の正式な募集開始に先立ち、本事業の目的、事業範囲、事業方式、官民の役割分担、リスク分担（契約書面（案）は含まない）、土地利用条件、事業期間及び事業規模等を示した実施方針又はこれに準ずる資料を公表し、民間事業者からの質問、意見又は提案を受けた上で、公募条件を確定する手続を採用することは可能でしょうか。 その場合、仕様書に記載された「令和9年3月の公募開始」については、令和9年3月中に実施方針又はこれに準ずる資料を公表し、その後の官民対話等を踏まえて正式な募集を開始する工程に変更することも、提案可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の目的、事業範囲、事業方式、官民の役割分担、リスク分担（契約書面（案）は含まない）、土地利用条件、事業期間及び事業規模等を示した実施方針又はこれに準ずる資料を公表し、民間事業者からの質問、意見又は提案を受けた上で、公募条件を確定する手続を採用することは可能です。 その場合、仕様書に記載された「令和9年3月の公募開始」については、令和9年3月中に実施方針又はこれに準ずる資料を公表し、その後の官民対話等を踏まえて正式な募集を開始する工程に変更することも、提案可能とします。

番号	頁及び図面番号等	質疑事項 （質問原文のまま転記）	回　　答
17	業務委託仕様書 事業契約等の締結支援の到達点について	仕様書では、本業務の完了時期を令和9年12月とするとともに、優先交渉権者との基本協定、事業契約等の締結支援が業務内容として示されています。 一方、質問⑭で質問者御提案させていただいた、「実施方針公表による事業条件の精査」を実施する場合、令和9年6月議会での債務負担行為設定が想定されるため、正式な募集要項公表後に民間事業者の提案準備期間を確保すること考えると、同年11月頃に優先交渉権者の決定を行う工程となることが想定されます。 この場合、令和9年12月までに実施可能な契約締結支援は、優先交渉権者との契約条件の協議及び仮契約の締結（当事者間合意）までになることが想定されます。 このため、仕様書「4-4．事業契約等締結支援」業務における事業契約等の締結支援の到達点は、優先交渉権者との契約条件の協議、契約書案の確定及び仮契約の締結までであり、議会の議決を経た本契約の成立及びその後の手続に係る支援は、本業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。 議会承認による本契約の成立までを本業務に含む場合は、想定されている議会への付議時期、本契約の締結予定時期及び令和9年12月の履行期限との関係について、ご教示いただけますでしょうか。 なお、議会への付議時期その他受託者の責めに帰さない事情により、「事業契約等の本契約の締結」が令和9年12月を超える場合において、その後の契約締結支援を本業務として求めるときは、追加で必要となる業務内容及び工数を踏まえ、履行期間及び委託料の変更を含む契約変更について協議するとの理解でよろしいでしょうか。	契約方式が未定のため、議会の承認の必要有無が決定できません。契約方式により議会の承認が必要になった際は、協議により履行期限の延長を行うものとします。また、金額変更を伴う契約変更の有無については、履行期限の延伸によらず、当初契約以外の業務の発生があったかどうかで判断することとし、別途協議の上決定します。